

# 官報

## ○第四十六回 参議院会議録第十一号

昭和三十九年三月十八日

昭和三十九年三月十八日(水曜日)

午前十時四十四分開議

議事日程 第十号

昭和三十九年三月十八日  
午前十時三十分開議

第一 鉄道建設審議会委員の任命  
に関する件

第二 國務大臣の報告に関する件  
(中小企業基本法に基づく昭和三  
十八年度次報告及び昭和三  
十九年度中小企業施策につい  
て)

第三 國民年金法及び児童扶養手  
(趣旨説明)

第四 北太平洋のおつとせいの保  
存に関する暫定条約を改正する  
議定書の締結について承認を求  
めるの件(衆議院送付)

第五 臨時行政調査会設置法の一  
部を改正する法律案(内閣提出)  
第六 旅行あつ旅業法の一部を改  
正する法律案(内閣提出)  
第七 國際觀光ホテル整備法の一  
部を改正する法律案(内閣提出)

第八 簡易生命保険法の一部を改  
正する法律案(内閣提出)

第九 外國為替及び外國貿易管理  
法及び外資に関する法律の一部  
を改正する法律案(内閣提出)

第一 日程第五 臨時行政調査会設置  
法の一部を改正する法律案

第一 日程第六 旅行あつ旅業法の一  
部を改正する法律案

第一 日程第七 國際觀光ホテル整備  
法の一部を改正する法律案

第一 日程第八 簡易生命保険法の一  
部を改正する法律案

第一 日程第九 外國為替及び外國貿  
易管理法及び外資に関する法律の  
一部を改正する法律案

第一 日程第一 鉄道建設審議会委員  
の任命に関する件

第一 社会保険審査会委員の任命に關  
する件

第一 日程第二 國務大臣の報告に關  
する件(中小企業基本法に基づく  
昭和三十八年度次報告及び昭和  
三十九年度中小企業施策につい  
て)

○議長(重宗雄三君) 諸般の報告は、  
朗読を省略いたします。

決した左の内閣提出案を受領し、  
よって議長は即日これを委員会に付託  
した。

同日左の内閣提出案を衆議院に付託  
した。

印紙税法の一部を改正する法律案

遺言の方式に関する法律の抵触に關  
する条約の締結について承認を求  
めるの件

風俗営業等取締法の一部を改正する  
法律案

林業信用基金法の一部を改正する法  
律案

アシア経済研究所法の一部を改正す  
る法律案

地方行政委員	宮澤 喜一君
法務委員	源田 実君
社会労働委員	村山 道雄君
商工委員	古池 信三君
決算委員	北條 優八君

北太平洋のおつとせいの保存に關す  
る暫定条約を改正する議定書の締結  
について承認を求めるの件

原子力の非軍事的利用に関する協力  
のための日本国政府とアメリカ合衆  
国政府との間の協定を改正する議定  
書の締結について承認を求めるの  
件

同日議長において、當任委員の補欠を  
左の通り指名した。

内閣委員

古池 信三君

外務委員会に付託

同日議長は、内閣から予備審査のため  
送付された左の議案を委員会に付託し  
た。

地方税法等の一部を改正する法律案

所得税法の一部を改正する法律案

租税特別措置法の一部を改正する法  
律案

地方行政委員会に付託

同日議長は即日これを委員会に付託  
した。

公營企業金融公庫法の一部を改正す  
る法律案 地方行政委員会に付託

北海道東北開発公庫法の一部を改正  
する法律案

特定船舶整備公団法の一部を改正す  
る法律案

運輸委員会に付託

同日衆議院から左の内閣提出案を受領  
した。よって議長は即日これを委員会  
に付託した。

大蔵委員会に付託

是正に關する質問主意書(天田勝正  
君提出)

去る十三日議長において、左の常任委  
員の辞任を許可した。

大谷藤之助君

内閣委員

館 哲二君

同 同

高橋 山本 杉君

衛君

案 案

内閣委員会に付託



臨時行政調査会設置法の一部を改正する法律案可決報告書  
旅行あつ旋業法の一部を改正する法律案可決報告書  
国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律案可決報告書  
簡易生命保険法の一部を改正する法律案可決報告書  
外国為替及び外国貿易管理法及び外資に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

て、指名することとの動議を提出いたしました。

○永國光治君 私は、ただいまの村上君の動議に賛成をいたします。

○議長(重宗雄三君) 村上君の動議に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。よって、議長は、裁判官訴追委員に谷口慶吉君を指名いたします。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認

めます。

内閣から、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二条第一項の規定により、小田原登志郎君を社会保険審査会委員に任命することについて、本院の同意を求めてまいりました。

内閣から、鉄道敷設法第六条第二項の規定により、鈴木清秀君、根津嘉一郎君、稻山嘉寛君、佐々部晚穂君、西村健次郎君、柳溝珠雄君、今野源入郎君、加藤闘男君を鉄道建設審議会委員に任命することについて、本院の同意を求めてまいりました。

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よって、本件は全会一致をもって同意することに決しました。

〔賛成者起立〕

本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(重宗雄三君) これより本日の会議を開きます。  
この際、おはかりいたします。下村定君から、裁判官訴追委員を辞任いたしたいとの申し出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。よって、本件を了却いたしました。

昭和三十年以降わが国の経済は著しい発展を遂げたのでありますが、その間に、技術の革新的な発展、貿易為替の自由化を中心とする国際経済環境の変化、所得水準の上昇による消費内容の変化などの理由によりまして、全般の大企業の報告に関する件(中小企業基本法に基づく昭和三十八年度年次報告及び昭和三十九年度中小企業施策について)、通商産業大臣から発言を求められております。発言を許します。福田通商産業大臣。

○議長(重宗雄三君) 日程第一、國務大臣の報告に関する件(中小企業基本法に基づく昭和三十八年度年次報告及び昭和三十九年度中小企業施策について)、通商産業大臣から発言を求められた向ふを見たのであります。

しかし、このような経済諸条件の変化は、これまで豊富低廉な労働力に依存して低い生産性を補いながら、狭い限られた市場で事業活動を行なつてきました中小企業の歴史的伝統的な存立の基盤を大きくゆるがすものでありますだけに、条件変化に対する中小企業の適応度合いは、大企業に比べてはるかに立ちはだかっているのであります。そのため、今までの段階におきましては、中小企業と大企業との間の生産性、企業所得、賃金などにおける格差は、ま

十萬で全企業の九九%に当たり、また

就業者数は千七百二十万で、農林水産業を除く民間産業就業者二千六百二十万の六六%に当たり、国民経済の中でもあります。

だかなり大きく開いておりますとともに、中小企業の内部におきましても、業種、業態に応じ、成長する企業と停滞する企業とが見られるのであります。

昭和三十一年度年次報告及び昭和三十九年度年次報告と、付加価値生産性の格差は、三十年以降三十六年まで拡大傾向が続いておりましたが、三十七年に

ついで見ますと、付加価値生産性の格差は、かなり縮小を見せておるのであります。

三十七年におきましては、全産業における法人中小企業の付加価値生産性は、大企業の四六%程度であり、従業者一人当たりの企業所得及び企業内部の資本蓄積額は、大企業に比べ、さらには、かなり低水準にあります。

中小企業と大企業との間の従業者の賃金格差は、三十四、五年ごろから縮小傾向を見せておりますが、三十七年において全産業における法人中小企業の賃金水準は、大企業の五七%程度で、まだかなり低い水準にあります。

また、新規卒業者を含め、若年層における賃金水準は、大企業の五七%程度で、まだかなり低い水準にあります。

また、新規卒業者を含め、若年層における賃金水準は、大企業の五七%程度で、まだかなり低い水準にあります。

しかし、これは、新規卒業者を含め、若年層における賃金水準は、大企業の五七%程度で、まだかなり低い水準にあります。

次に、中小企業内部の動向について

見ますと、産業別には製造業を中心として第二次産業部門に属する中小企業の成長が高く、その中でも、重工業部門の成長が軽工業部門を上回つておる

わが国の中小企業は、企業数三百二十一、その手続を省略し、議長において申述べます。

○村上春藏君 裁判官訴追委員の選舉は、その手續を省略し、議長において申述べます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 日程第二、國務大臣の報告に関する件(中小企業基本法に基づく昭和三十八年度年次報告及び昭和三十九年度中小企業施策について)、社会保険審査会委員の任命に関する件(裁判官訴追委員の選舉)、社会保険審査会委員の任命に関する件(裁判官訴追委員の選舉)、社会保険審査会委員の任命に関する件(中小企業基本法に基づく昭和三十九年度年次報告及び昭和三十九年度中小企業施策について)

また、一般的に企業規模の拡大傾向が見られますが、特に中規模層以上の中小企業は、零細規模層に比べ、規模拡大が進んでおります。

このように、成長性の高い中小企業におきましては比較的近代化が進んでおりますが、商業、下請企業、産地企業など、小規模ないし零細企業の多い部門では、近代化のおくれと経営の不安定性が見られるのであります。さらに、若年層や技能者層の労働力の不足は、中小企業にさわめて大きな影響を与えており、中小企業においては生産性の向上がおくれているため、人件費や資本費の上昇を生産性の向上によって吸収し切れない情勢が出ております。

以上のように、中小企業において、大企業との格差がまだかなり大きいことや、経済諸条件の変化に対応するための近代化がおくれていることは、資金調達力が弱く、自己資本の蓄積が低いことが大きな原因になっているのであります。同時に、この中小企業の近代化のおくれが、産業の国際競争力を強化をおこなせたり、消費者物価の上昇の一つの要因となるなど、国民経済の発展にも影響を及ぼす情勢になつてきております。

最近における中小企業の動向と問題点は、ただいま御説明したとおりであります。このような情勢に対応いたしまして、中小企業の近代化を促進す

ることは、わが国経済の均衡のとれた発展をはかる上で、きわめて重要な課題であります。

政府といましましては、中小企業基本法の定めるところに従い、同法の定める諸施策を着実に具体化することを基本的な態度として、三十八年度において所要の施策を講じてまいりましたが、三十九年度におきましても、さら

にこれらの施策を拡充強化する所存であります。

三十九年度における中小企業施策の重点といましましては、まず第一に、中小企業の業種別実態に即応した近代化を推進してまいることであります。

三十九年度における中小企業施策の代化計画を早急に策定し、指定業種の近代化を強力に推進いたしますとともに、中小企業設備の近代化、工場店舗等の集団化、事業の共同化等、中小企

業構造の高度化を一そく促進することをいたしております。特に、立ちおく

第三に、中小企業の需要の増進と取引条件の向上をはかるため、官公需受注機会の増大、中小企業者の事業活動の機会の適正な確保、下請取引における取引条件の向上等の施策につきましては、第一に、中小企業の業種別実態に即応した近代化を推進してまいることであります。

すなわち、近代化促進法に基づく近

代化計画を早急に策定し、指定業種の近代化を強力に推進いたしますとともに、中小企業設備の近代化、工場店舗等の集団化、事業の共同化等、中小企

業構造の高度化を一そく促進することをいたしております。特に、立ちおく

第四に、中小企業における従業員の福祉向上をはかるため、労働条件の改善、労働環境の整備を促進し、あわせて技能者教育等の充実をはかるなど、中小企業における労働力の確保をはかるとともに、寄り合い百貨店、共同

第五に、中小企業のうち大きな比重を占める小規模企業については、一般的な近代化施策に加え、特にその経営の改善発展をはかるため、経営改善普及事業を強化いたしましたと同時に、小

第六に、以上の諸施策を推進してま

るためには、中小企業金融の一そく

第一は、中小企業の技術の向上、経営の合理化を推進することであります。そのため、診断指導事業、管理指導事業の拡充、日本中小企業指導センターの事業内容の強化拡充をはかることとしております。

第三に、中小企業の需要の増進と取引条件の向上をはかるため、官公需受注機会の増大、中小企業者の事業活動の機会の適正な確保、下請取引における取引条件の向上等の施策につきましては、第一に、中小企業の業種別実態に即応した近代化を推進してまいることであります。

すなわち、近代化促進法に基づく近代化計画を早急に策定し、指定業種の近代化を強力に推進いたしますとともに、中小企業設備の近代化、工場店舗等の集団化、事業の共同化等、中小企

業構造の高度化を一そく促進することをいたしております。特に、立ちおく

第三は、中小企業の技術の向上、経

営の合理化を推進することでありま

る必要があります。

その一つは、中小企業のあるべき姿

について政府はいかに考えて

いるか

が、少しも明らかにされていないとい

うことであります。所得倍増計画で

は、中小企業のわが国全産業に占める

地位はほとんど変わらないだろうと思

う 것입니다。

その地位は若干ながら年々縮小してき

ています。中小企業のあるものは大企業

にまで成長し、あるものは不幸にして

没落し、そして一方に新しい中小企業

が芽ばえてくるでしょうが、そういう

変転の過程を通じて、一体、中小企業

の占める地位はどうなるであろうか、

その見通しは考えていない。それか

ら、そういう中小企業は政府の考

えている自由経済の中でどういう形で存在

すれば理想的な姿であるのか。報告書

を見ると、どの中小企業でも成長しこうなればよいというよりも読みとられるし、また、どの規模のものでも同じように機械化、合理化、組織化、高度化、近代化等をすればよい、こういうふうにも読める。千態万様の中企業に対して、報告書は一律に見ているよう見えるのが、これら中企業は、総理の言う高度福祉国家の中どんな役割りを演すればよいのか。大企業中心であって、中小企業は補完的な役割りにすぎないのか。大企業と並んで自由經濟をささえていく重要な分子を見るのか。こういう位置づけについて、総理はおそらく十分考えておられるのであらうから、白書を補完する意味で、この際、総理が中小企業にいだくビジョンを明らかにされたいのであります。

次に、このような位置づけがはつきりしないために、今までの施策も、またこれから施策も、その場その場の、びほう的対策の羅列に終わつた感があるのです。基本法は、対策思いますが、総理の唱える革新的な対策とはいがなることか、承りたいのに施策することが目的であったはずであります。総合的とは、基本線を中心にしてあります。白書では、三十七年に大企業と中企業の格差は是正されているようになります。幸いに池田総理は、先般の総選挙に体的に統合されることだと思いました。これはいままで施策を唱えていました。これには、白書であります。なるほど、中小企業対策を継続し、やや大きくなっています。この施策を継続するというだけでなく、中小企業対策

に新味を加えるのではないかと期待していましたのであります。ところが、報告書を拝見しますると、来年度施策にも依然として新しいものはない。ある程度、予算はほかの部門と比較して増加した、財政投融資も少し多くなった。公庫債を発行するとか、手形割引保証の信用保険の基金を出資するということもあります。しかし、中小企業のための債券は商工中金すでに実施しており、手形割引の保証も今までやつていたことである。ただ、それを若干大きくするというにすぎないのであります。もつとも、量を積み重ねて大きくしていくには、それが質の変化を起こすということは、私どもよく知つてゐるところであります。しかし、今回の予算の増加その他が革命的とか革新的と称するほど大きなものとは思えないと油田総理とあらう人が、革新的な施策と言つたらには、中小企業の事業分野を確保してやるとか、中小企業者の設置に踏み切ることであるとあります。この格差は正は、三十九年度の施策の程度ではどういおぼつかないと思いますが、労働大臣や通産大臣はいかにお考えであるか。

また、そういう状態で、しかも、福利施設において格段に劣る中小企業に若い労働者を吸引することができるかどうか、職業紹介の所管大臣として大臣はいかにお考えであるか。

また、そういふことで、しかも、福島労働大臣の御所見を承りたいと存じます。

（中）中小企業基本法に基づく昭和三十八年度年次報告及び昭和三十九年度中小企業施策について

に見えたときには、大企業と

の格差が是正されたと見えたかもしれ

ない。しかし、中小企業といふものは、各種各様のものがあつて、それがいま

上へ下請取引の適正化に努力すると

います。

たことがあります。それだけに、格差

いうが、その適正化の意味は、これま

たことあるまいります。最近

に大企業が中小企業の分野に進出し

てきているが、その姿には全く触れて

いません。ただ対策だけでは、中小

企業は逆に格差が拡大しているところ

が多い。平均で見ることも、もちろん

必要ではあるが、もつと、きめこまかく観察する必要がありはしないかと思

う 것입니다。

賃金格差は最近においてだいぶ縮小

したというが、これとても白書で言つ

ているように、中小企業へ若い者が来

ないといふことまで、調査そのもの

書には企業倒産のことはあまり書いて

いない。いわんや、なぜ倒産したかと

いうようなことまでは、調査そのもの

が必ずかしいからもあるが、全く調

べていません。また、倒産企業に対する

施設など全然考慮されていない。これ

は、白書が用意されたそのときには、

臣のお考えはどうか。

中小企業対策というとき、対策の重

点が、いつしか中企業に向かい、零細

企業が無視されるのであります。三十九年度予算を見ましても、零細企業対策としては、経営改

善普及事業を若干拡充し、小口融資と

税改正が少し考慮されているにすぎない。従業員四人以下の生業的企業が、

中小企業全体の七八%も占めるにすぎない。

ながら、それらへの配慮はまことにスマーブルの涙ほどで、政府はまさに零細切

り捨て政策をとつてゐるかの感が深い

のであります。第三次産業たる小売業やサービス業では、新規開業も相当に

競争が繰り返されているのであります。

しかし白書は、なぜ零細企業が

そんに過当競争をしてゐるかといふことは掘り下げて見ていい。わが國

の格差が是正されたと見えたかもしない。しかし、中小企業といふものは、各種各様のものがあつて、それがいま大きな階層分化の試練を受けている。ある程度、予算はほかの部門と比較して増加した、財政投融資も少し多くなった。公庫債を発行するとか、手形割引保証の信用保険の基金を出資するということもあります。しかし、中小企業のための債券は商工中金すでに実施しており、手形割引の保証も今までやつていたことである。ただ、それを若干大きくするというにすぎないのであります。もつとも、量を積み重ねて大きくしていくには、それが質の変化を起こすということは、私どもよく知つてゐるところであります。しかし、今回の予算の増加その他が革命的とか革新的と称するほど大きなものとは思えないと油田総理とあらう人が、革新的な施策と言つたらには、中小企業の事業分野を確保してやるとか、中小企業者の設置に踏み切ることであるとあります。この格差は正は、三十九年度の施策の程度ではどういおぼつかないと思いますが、労働大臣や通産大臣はいかにお考えであるか。

また、そういう状態で、しかも、福利施設において格段に劣る中小企業に若い労働者を吸引することができるかどうか、職業紹介の所管大臣として大臣はいかにお考えであるか。

また、そういふことで、しかも、福島労働大臣の御所見を承りたいと存じます。

（中）中小企業基本法に基づく昭和三十八年度年次報告及び昭和三十九年度中小企業施策について

白書はこの点の説明がすこぶる乏しい

と思います。下請取引の適正化に努力する上へ下請取引の適正化に努力する

ことがあります。それだけに、格差

いうが、その適正化の意味は、これま

たことあるまいります。最近



## 官 報 (号 外)

ところに、中小企業金融の足りないところがある。したがいまして、今年から中小企業金融公庫に債券の発行を認めました。政府保証債のみに限らず、は直接に、政府保証債でなしに、今後中小企業金融公庫が債券を発行いたしました。いわゆる相互銀行、信用金庫あるいは地方銀行の金をどんどん集める方向に行つたということは、中小企業金融に対する革新的措置と言ひ得るであります。

また、お話をありました税制につきまして、三十八年度は、いろいろの減税をいたしましたが、中小企業に対する減税は、百五十億とか百六十億にすぎなかつた。三十九年度には、一躍四倍の、六百億円以上の中小企業に対する減税をしたということは、革新的なことでも十分とは思いませんが、この心がまさで今後中小企業を考える。そうしなければ、日本の産業が大経営者と雇用人というやうになることは私は好まない。やはり自由な姿で、自分の創意工夫で仕事をやつて行く農業、中小企業、こういうものを發展さそうというのが私の経済政策であります。したがいまして、いま申し上げましたいろいろな措置を今度拡大していくと同時に、大企業と中小企業の事業分野につきましても今後十分検討し、そろして内閣全体としての強い考え方を、中小企業、農業に進めてい

きたいと思うのです。この意味におきまして、公正取引委員会の事業の拡充等も、予算でごらんのとおり、承知のとおりであるのであります。

(拍手)

【国務大臣福田一君登壇、拍手】

○国務大臣(福田一君) お答えをいた

近藤議員が指摘をされましたように、生産性の格差については、業態によっていろいろ違った生じておることは事実であります。すなわち、機械、鉄鋼、化学等では、中小企業との格差も、必ずしも開いておる傾向がある。鐵鋼、雜貨等では、格差がだいぶ縮小をいたしておりますが、おしなべて見ますといふと、是正の方向に向かっておることは事実でございます。しかし、われわれとしては、今後これのははむつと努力をいたすべきであると考えております。

次に、賃金格差の問題であります

が、これまで近藤議員の御指摘があ

り、また白書にも申し述べておきましたが、若者のほうは若干大体平均化

してたけれども、高年齢層におきま

しては、これは、まだそれほど格差がまつておりません。そこでわれわれ

は、労働省あるいは厚生省等とも連絡

をとりながら、賃金とか福祉施設の問題とか、社会保険等の問題を、一そ

推進してまいらねばならないと考えておることであります。  
なおまた、企業倒産の問題について御指摘がございましたが、今回公定歩合の引き上げ等のことも行なわれまして、これが中小企業に与える影響は、われわれは非常に心配をしておりますので、大蔵省とも連絡をとりまして、今後とも、中小企業の金融については、買いオペ等を弾力的に実施してまいりますと同時に、歩積み、両建てで、今後とも、中小企業の金融については、今後とも、強力な措置を講じまして、形式的な金利が上がつても、実質金利のほうで、これが中小企業に影響を与えないよう努めをいたしております。

次に、中小企業の分野に大企業が進出してくることについての御質問でございますが、これにつきましては、中商業政策審議会においていろいろ検討を願いまして、そしてただいま答申が出でておりますので、そこで、中小企業団体法を改正して、この適当な措置をとつてまいりたいと考えております。

次に、零細企業に対する対策でございます。次に、零細企業に対する対策でございますが、社会政策的見地でこれを実施せよという御希望でございます。私たちとしては、金融、税制その他、白書でもいろいろ書いておりますが、そういうような施策を強力に充実をいたしましたが、この心がまさで今後十分検討して、いま申し上げましたいろいろな措置を今度拡大していくと同時に、大企業と中小企業の事業分野につきましても今後十分検討し、そろして内閣全体としての強い考え方を、中小企業、農業に進めてい

いは予算面で推進をしていく所存で

ざいまして、その上で、社会政策的な措置が必要であるかどうか。御存じの

他の点は、まだ不十分でございま

れまして、私たちは、いまこれに積極

に取り組んだ一年目でございます。

したがつて、今後大いにこの努力を続

けてまいりまして、実効をあげてまいりたいと思うでござります。  
なお、中小企業のために役所を設けたがつて、いわゆる中小企業省を設けては、いわゆる中小企業省を設けては、どうかということでおさしますが、これは、この業態から考えて、いろいろの、いわゆる鐵鋼などを見まして、いろいろの関係、あるいは自動車を見

るもの、いわゆる中小企業省を設けては、それが、中小企業退職金共済制度の改正、失業保険の五人未満の事業所への適用の準備等、いろいろな施

策を講じておるところでござります。

が、労働管理がおくれております。

企業につきましては、労働管理近代化のための指導援助を行ない、また、中小

企業における労働福祉の充実につきましても、雇用促進融資による労働者用

住宅その他福祉施設の建設など、各般の施策をやっておるのでござります。

そこで、その半分を取り出しまして、そうして、中小企業省というよくな

いものにつくった場合に、その連絡調整がはたしてうまくいくかどうかといふことを考えてみますといふと、むしろ

現状の制度のほうが適当であると考え

ておりますので、私たちとしては、中

小企業省を設ける考え方を持つております。(拍手)

【国務大臣(大橋武夫君登壇、拍手)

○国務大臣(大橋武夫君) 中学、高等

学校卒業の新規若年労働者の充足は、

企業の規模の大小を問わず困難となつてまいりまして、そしてこの零細

企業に対する手をもつと強く税制ある

いて一段と困難を加えておる事実は否

てはどう対処するかということでおござ

第四点は、歩積み、両建ての解消につきましては、前々申し上げておりますとおり、業界の自衛を待ちながら、大蔵省としましても随時特別検査等も行なうながら、この過当な歩積み、両建ての排査に努力をいたしておりますが、大蔵省としましては、各金融機関に対しまして、先般通達を発しまして、親企業に融資をいたしますときに行なうながら、この過当な歩積み、両建ての排査に努力をいたしておるわけでございます。なお、特殊指定をいたしましたかと申しますが、こなにかわらず、大蔵省といたしましては、過当な歩積み、両建てを排除しようとまいりたいと考えます。

第三点は、中小企業の資本充実をはかるために、税の軽減等を行なつては、政府の監督を一そら緊密にし、今後親企業者の監督を強化するとともに、これと並行して、親事業者側の下請代金支払い遅延の原因についても調査を進めています。確かに御指摘のとおり、十二月、一月、二月と、相当の倒産等もござりますけれども、これらの問題に対応するためには、大蔵省といたしましても十分な内容を調査いたしまして、金融の状態において倒産等が起らないよう各般の措置をとつておるわけでござります。なお、中小企業につきましては、政府関係機関の資金を、御承知のとおり三十九年に二一%の大増加をはかりますとともに、四月には中小企業向け買いオペレーションの二百億

かかります。そこで、このとおり、政府も重点的に考慮をいたしてきておるところです。今後も、中小企業にしわがけであります。政府も、日銀も、また市中金融機関も一体となって、いやしくも金融調整の段階において、それのみの、そのことを理由にして中小企業の倒産等を招かないように、格段の配慮を行なうつもりでございます。

第五点は、下請代金支払い遅延防止法の問題でございます。通産大臣からもお話をございましたが、この下請企業に対する支払いは、申すまでもなく、親企業自身の決定するものでございますが、その遅くない将来において、金融行政のみでは直接的にいかんともなしがたい面もあるわけであります。公取の機関につきましては、明瞭判断いたしまして、いつ特殊指定を実行ならかどうかという考はと申し上げたが、それが、その面からの推進を考えを行なうつもりでございます。

第六点は、公取の機関の問題でありますが、公取の機関につきましては、明瞭度において新しく取引部及び札幌地方事務所の新設等、十五名の定員増が予定されております。委員会としましては、これらの機関、人員の拡充を行なうのももちろん十分とは考えております。委員会としましては、特殊指定に踏み切らざるを得ない、専門知識をもつてもろん十分とは考えておりませんが、しかし、委員会は、この与えられた機関及び人員を十分活用することによりまして、その機能を最大限に發揮するよう努力していくことを思つておられます。(拍手)

第七点は、中小企業の資本充実をはかるために、税の軽減等を行なつては、政府の監督を一そら緊密にし、今後親企業者の監督を強化するとともに、これと並行して、親事業者側の下請代金支払い遅延の原因についても調査を進めています。確かに御指摘のとおり、十二月、一月、二月と、相当の倒産等もござりますけれども、これらの問題に対応するためには、大蔵省といたしましても十分な内容を調査いたしまして、金融の状態において倒産等が起らないよう各般の措置をとつておるわけでござります。なお、中小企業につきましては、政府関係機関の資金を、御承知のとおり三十九年に二一%の大増加をはかりますとともに、四月には中小企業向け買いオペレーションの二百億

る等、改善の実をあげるために、多面的な措置を講じたいと考えております。

なお、法の改正につきましては、別途検討を重ねてはおりますが、この法律がその効果をあげ得ないのは、從来監督の手が十分行き渡らなかつたといふ点に大きな原因があると思われますので、まずはこの面からの推進を考えております。

第八点は、中小企業の資本充実をはかるために、税の軽減等を行なつては、政府の監督を一そら緊密にし、今後親企業者の監督を強化するとともに、これと並行して、親事業者側の下請代金支払い遅延の原因についても調査を進めています。そこで、このとおり、政府も重点的に考慮をいたしてきておるところです。今後も、中小企業にしわがけであります。政府も、日銀も、また市中金融機関も一体となって、いやしくも金融調整の段階において、それのみの、そのことを理由にして中小企業の倒産等を招かないように、格段の配慮を行なうつもりでございます。

第九点は、中小企業の資本充実をはかるために、税の軽減等を行なつては、政府の監督を一そら緊密にし、今後親企業者の監督を強化するとともに、これと並行して、親事業者側の下請代金支払い遅延の原因についても調査を進めています。そこで、このとおり、政府も重点的に考慮をいたしてきておるところです。今後も、中小企業にしわがけであります。政府も、日銀も、また市中金融機関も一体となって、いやしくも金融調整の段階において、それのみの、そのことを理由にして中小企業の倒産等を招かないように、格段の配慮を行なうつもりでございます。

第十点は、中小企業の資本充実をはかるために、税の軽減等を行なつては、政府の監督を一そら緊密にし、今後親企業者の監督を強化するとともに、これと並行して、親事業者側の下請代金支払い遅延の原因についても調査を進めています。そこで、このとおり、政府も重点的に考慮をいたしてきておるところです。今後も、中小企業にしわがけであります。政府も、日銀も、また市中金融機関も一体となって、いやしくも金融調整の段階において、それのみの、そのことを理由にして中小企業の倒産等を招かないように、格段の配慮を行なうつもりでございます。

○國務大臣(小林武治君) 国民年金法及び児童扶養手当法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

国民年金法は、昭和三十四年の第三十二国会で成立以来、今日まで数回の改正が行なわれ、現在では、拠出年金の被保険者は二千万人、福祉年金の受給者は三百万人を擁する制度に成長してゐるのであります。しかしながら、本制度の発展と内容の充実をはかるためには、なお一そう努力しなければならないところであります。

また、児童扶養手当法につきましても、昭和三十六年の第三十九国会において成立して以来、手当額の引き上げ、支給制限の緩和等の改善が行なれてきたのであります。が、国民年金制度と同様に、なお一そらの内容の充実を必要とすることとあります。

今回の改正法案は以上の趣旨のもとに、国民年金制度及び児童扶養手当制度につきまして、年金及び手当の支給の対象となる障害者の範囲を緩和、精神病等の内科的疾患に基づく障害者にまで拡大するものであります。

以下、改正法案のおもな内容についてまして、国民年金に關する事項から御説明申し上げます。

第一に、障害年金等の支給範囲の大についてであります。これには二

点ございまして、第一点は、障害年金

度となる額を七万円から八万円に引き上げることといたしております。

次に、児童扶養手當に関する事項について、御説明申し上げます。

吸器疾患及び精神病に基づく障害者には、現行法では四肢の欠損等の外部的障害者に限られておりますが、これ

を拡大し、結核性疾患、非結核性の呼吸器疾患及び精神病による障害者にについても支給の対象とすることにいた

第一に、手当の支給対象となる障害及び母子福祉年金の支給の対象となる障害の子の範囲を障害年金と同様に内科的疾患に基づく障害者にまで拡げる

ことといたしております。

第二に、支給制限の緩和についてであります。が、国民年金と同様受給者の子等の範囲の拡大も母子年金と同様

としている点といたしてあります。

第三に、福祉年金の支給制限の緩和及び遺児年金の支給の対象となる障害の子等の範囲の拡大も母子年金と同様

としている点といたしてあります。

第三に、福祉年金の支給制限の緩和について申しあげます。これにつきましては、二点ございます。まず第一点は、受給者の扶養義務者の所得によつては、公布の日から施行するこ

とといたしてあります。

以上をもつて、改正法律案の趣旨の説明を終わります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございまして。池田総理にお伺いいたします。発言を許します。柳岡秋夫君。

〔柳岡秋夫君登壇、拍手〕

○柳岡秋夫君 私は、日本社会党を代表して、たゞいま議題となりました国

民年金法及び児童扶養手当法の一部を改正する法律案につきまして、總理並

びに關係大臣に質問をいたすものであ

ります。皆年金、皆保険といいま

しても、單に全國民をいすれかの制度に加入させるということにとどまつておらずして、その制度を通じまして全

国民に公平にその生活を十分に保障するという本来の使命を忘れた、名ばかりの社会保障制度と言つても過言ではないであります。昭和三十七年八月、社会保障制度審議会は、社会保障制度の総合調整に関する基本方策についての答申、並びに社会保障制度の推進に関する勧告を總理にいたしております。この答申は、約三カ年、延べ數百時間の熱心な調査討議の結果できたものでございますが、この答申、勧告を、總理はどう受けとめ、そうしていかなる見解をお持ちでございましょうか。社会保障費の国家予算の中に占める割合を見ましても、三十八年度失業対策費まで入れて一三%、三十九年度一三・四%であります。また、国民所得との割合は五・三%で、それがいかに後進的であり、低位な水準にあるかについては、公表の日から施行するこ

とといたしてあります。社会保障の目的が、日本国憲法第二十五条に規定する健康にして文化的な最低限度の生活をすべての国民に保障することにあることは、昔からあります。口先だけない具体的な社会保障に対する御所見をお伺いいたしました。

〔柳岡秋夫君登壇、拍手〕

以上をもつて、改正法律案の趣旨の説明を終わります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございまして。池田総理にお伺いいたします。発言を許します。柳岡秋夫君。

〔柳岡秋夫君登壇、拍手〕

○柳岡秋夫君 私は、日本社会党を代表して、たゞいま議題となりました国民年金法及び児童扶養手当法の一部を改正する法律案につきまして、總理並びに大蔵大臣に御質問いたします。

大蔵省が、毎年の予算案をつくられた際、最初の要求総額を前年度各省の予算の五割増しにとどめるようにし

たいとの方針をきめまして、閣議に提議し、決定をいたしておりますけれども、このよろな方法は非常な誤りがあると思うのであります。最初の要求額の前年度比の率を一律に定めるということは、実際の査定が多少の凹凸があるうとも、各省の伸び率が比較的平均化するもとをつくるのであります。制度の名前だけがほぼ完成し、その貧弱な内容を急速に高めなければならぬ社会保障制度の改善が、遅々として進まない原因の一つが、ここにあると存じます。このよろなワクがなければ、本年度の国民年金法の改正案も、もう少しは、ましなものになつたのではないかと思ふのであります。比較的完成したことを見理する省と、現在大いに発展をしなければならない制度を管理する省と、一律に考へるよろな弊を改めまして、形式的な死んだ政治ではなく、生きた政治を進める方向をとる必要があると思うのでござりますが、総理の御所見をお伺いいたします。

また、大蔵大臣からは、社会保障費

は他のものよりは伸び事がよい、そ

うお答えではなくて、そういう一律

の線をつくらなくてやつていける自

信、また、来年度からはそのよろなこ

とをしないといお答えをいただきた

いたします。

次に、国民年金制度についてお伺い

いたします。

その第二に、国会の議決に対する措

置についてであります。御承知のとお

り、国会は、国民年金法の改正のつ

ど、衆参両院におきまして与野党一致

の附帯決議を十数項目にわたって承認

をされております。しかも政府は、そ

の決議に対しまして、十分尊重するこ

とにいたしました。

## 官報(号外)

その第一は、その基本方針と年次計画についてであります。国民年金法が昭和三十四年に制定をされましてから、わずか四年有余の間に、三次にわたりて大幅な改正が行なわれ、さらに他の法律の中において、国民年金法の一部を改正し、今回の改正案を加えますと、実に十三次の改正に及ぶわけであります。これはわが国の法制上における最も驚くべき記録でござります。そうしてこのことは、国民年金法を立案するにあたつて、政府にその十分なる準備と確固たる方針のなかつたことを物語るものであります。当時の年金局長は、「今回の国民年金制度の発足について特に忘れがたいことは、その発足が、政治の発意に基づいていただけではなく、その根幹が、政治によつて事実上も定められたといふ点である」と述べて、確固たる方針に基づいた抜本的改正がいまこそ必要であると思うのであります。閣議からお答えをお願いいたします。

その第二に、国会の議決に対する措置についてであります。御承知のとおり、国会は、国民年金法の改正のつど、衆参両院におきまして与野党一致の附帯決議を十数項目にわたって承認をされております。しかも政府は、そ

の決議に対しまして、十分尊重することにいたしました。

その第三は、年金額についてであります。現行拠出制では、六十五歳より最高月額三千五百円となつております。そこで、年金額について特によくお尋ねをされたことがあります。厚生大臣からは、これらは、岸内閣當時より悪くなつてしまふことは、きわめて遺憾であります。これはわが国の法制上における最も申しわけ的改正にとどまつてゐることは、きわめて遺憾であります。

その第三は、年金額についてであります。現行第四条の規定は、実にいままで十分な金額にして、制度を完成する必要があります。年金額は、制度発足当時の未完成の状態を改善をいたしまして十分な金額にして、制度を完成する必要があります。年金額は、制度発足当月の年金が支給されるようにならなければなりません。年金額四千円まで支給されることになります。計算方式の相違はございませんけれども、少なくとも現行通り平均にしてみますと、四千元をこなすことが大切であります。年金額四千円まで支給されることになりますが、物価に比例して改訂をするといふ明確な文言がなく、しかも、「著しい変動」という文言で金額を縮減しながら、なかなか信頼を置かないのは、戦後の激しいインフレではあります。年金額がこのよろな程度では、国民年金制度と称するのではありません。四十回間保険料を払つて、はじめて支給を受ける

ことになります。計算方式の相違はございませんけれども、少なくとも現行通り平均にしてみますと、四千元をこなすことが大切であります。年金額四千円まで支給されることになりますが、物価に比例して改訂をするといふ明確な文言がなく、しかも、「著しい変動」という文言で金額を縮減しながら、なかなか信頼を置かないのは、戦後の激しいインフレではあります。年金額がこのよろな程度では、国民年金制度と称するのではありません。四十回間保険料を払つて、はじめて支給を受ける

ことになります。計算方式の相違はございませんけれども、少なくとも現行通り平均にしてみますと、四千元をこなすことが大切であります。年金額四千円まで支給されることになりますが、物価に比例して改訂をするといふ明確な文言がなく、しかも、「著しい変動」という文言で金額を縮減しながら、なかなか信頼を置かないのは、戦後の激しいインフレではあります。年金額がこのよろな程度では、国民年金制度と称するのではありません。四十回間保険料を払つて、はじめて支給を受ける

ことになります。計算方式の相違はございませんけれども、少なくとも現行通り平均にしてみますと、四千元をこなすことが大切であります。年金額四千円まで支給されることになりますが、物価に比例して改訂をするといふ明確な文言がなく、しかも、「著しい変動」という文言で金額を縮減しながら、なかなか信頼を置かないのは、戦後の激しいインフレではあります。年金額がこのよろな程度では、国民年金制度と称するのではありません。四十回間保険料を払つて、はじめて支給を受ける

の考え方があるからであります。両眼失明というような重度の障害者に対する所得保障が、社会保険システムといふ、人為的につくつた誤った考え方によつて無視されていいものかどうか。憲法第二十五条には社会保障を規定し、社会保障ということばはないのであります。總理の御見解をお伺いいたしました。

次に、改正案に關連して、厚生大臣に御質問いたします。

まず第一に、わが年の年來の主張を理解され、障害年金、障害福祉年金及び児童扶養手当の支給対象となる範囲を、結核、精神病等の内科的疾患に基づく障害者にまで拡大したことは前進であります。しかし、心臓疾患とか、あるいは精神薄弱者をその範囲に入れなかつたのはなぜか、その理由をお伺いいたします。

第二は、所得制限の緩和の際、配偶者所得制限といふような、不合理、無意味なものになぜ撤廃しなかつたのか、明確にお答え願いたい。

第三は、受給制限の緩和について、長年の懸案でございます老齢福祉年金はかるためにも、即時実施に踏み切るべきであります。また、その手当額の年齢制限の緩和を怠つてゐるのか。政治の貧困から苦労多い人生を送り、他の比較的しあわせな人よりも早く老衰した人が、六十九歳で、年金受給を前にしてなくなつた場合を思い起し、開始年齢の低下を促進すべきであると思うが、お伺いをいたします。

第四は、児童の扶養についてであります。子供は次の世界をにならるものであります。子供は社会が育成するといふ思想は、いまや世界の常識でござります。すでに六十カ国において児童手当金制度が実施され、児童の健全な育成とともに、多子による貧困化を防止しているのであります。政府は、再三にわたる国会の決議、社会保障制度審議会の勧告を無視いたしまして、いまだに充足に至つておりません。したがいまして、ILO百二号条約の批准もできずにいるということは、明らかに政府の社会保障に対する怠慢であります。厚生省が実施した児童養育費調査によれば、月収二万円以下の勤労家庭における養育費は、子供一人平均月額五千五百八十七円かかるとされております。しかも、子供が多ければ多いほど、一人当たりの養育費は多くなつてお伺いいたします。

十二年度から児童手当制度の実施を考へているようですが、このようない国民生活の実態、さらには中高年齢層の雇用促進など、労働力の流動化を意味するものになぜ撤廃しなかつたのか、明確にお答え願いたい。

第三は、受給制限の緩和について、長年の懸案でございます老齢福祉年金の年齢制限の緩和を怠つてゐるのか。政治の貧困から苦労多い人生を送り、他の比較的しあわせな人よりも早く老衰した人が、六十九歳で、年金受給を前にしてなくなつた場合を思い起し、開始年齢の低下を促進すべきであると思うが、お伺いをいたします。

○國務大臣(池田勇人君) 様答えたまことに、多子による貧困化を防止するためには、児童扶養手当金は、児童扶養手当金は、現在資金運用部に預託されまして、財政投融資の原資とされておりますが、この積立金は被保険者のものでございまして、当然、被保険者の意見をいたしまして、その生活内容の充実向上に寄与する住宅、病院、厚生福祉施設等に運用されるべきであります。したがいまして、国民年金審議会の答申のごとく、特別勘定として、他の資金と厳密に区別する積立金運用審議会を設置して、管理運用すべきであると思ひます。また、現在の二五%という融資ワクを引き上げる考え方ではないが、あわせてお伺いいたします。

政府、自民党は、しばしばわが党的な政策をまねをして、同じ名前の看板を掲げておりますが、わが党的な政策を参考にされることだけはありますけれども、その場合、その内容まで参考にされることは必要だと思ふ。私はここで思い出すのですが、いまから十三、四年前、初めて私金につきましても大幅改善を計画しております。私はここで思い出すのですが、いまから十三、四年前、初めて私が大蔵大臣としてつくりました予算の十五年までには西欧諸国に匹敵する社会保障制度の確立は、はつきりとお約束いたします。したがいまして、年金制度につきましては、これは財政の問題につきましては、これは財政の問題であることは他の年金とも非常に関係がござりますので、内容を充実しながら四十一年を期しまして年金の引き上げ度を考えておるのです。

また、附帯決議につきましていろいろ御質問がござりますが、いまの年金の引き上げは、いまお答えしたとお

理並びに厚生大臣の御見解をお伺いいたします。

最後に、積立金の運用について、大臣並びに厚生大臣にお伺いいたしました。

○國務大臣(池田勇人君) 様答えたまことに、多子による貧困化を防止するためには、児童扶養手当金は、現在資金運用部に預託されまして、財政投融資の原資とされておりますが、この積立金は被保険者のものでございまして、当然、被保険者の意見をいたしまして、その生活内容の充実向上に寄与する住宅、病院、厚生福祉施設等に運用されるべきであります。したがいまして、国民年金審議会の答申のごとく、特別勘定として、他の資金と厳密に区別する積立金運用審議会を設置して、管理運用すべきであると思ひます。また、現在の二五%という融資ワクを引き上げる考え方ではないが、あわせてお伺いいたします。

なお、国民年金につきましては、我が日本の社会保障制度の歴史を考慮になつたら、さすがに自民党はよくやつたとおっしゃると思うのですが、いま過去の行つておるのであります。これを見た

り。スライド制の問題にしましても、これは国民年金ばかりじゃございません。他の公的年金に非常に影響があるんで慎重に考えなきやならぬということは、柳岡さんもよくおわかりだと思ひます。他の公的年金のことも考えなきやなりません。

また、社会保障制度と社会保険といふことについては、いまさららしく御質問でございますが、社会保険といふものは社会保障制度の重要な柱であるということでお答えを申し上げます。

なお、ほかに児童手当の問題でござりますが、この問題は、中央児童福祉審議会で、全国の世帯を対象といたしまして、父母の所得、世帯員の所得、あるいは児童の栄養、就学状況等、十分検討いたしましたし、私はできるだけ早

くお答えを申し上げます。

なお、スライド制の問題も、ただいまお話をありました、これも現在厚生年金にも同様問題になっておりますが、その他公的年金にも当然

この問題は起きてくるのであります

まお話をありました、これは非常に大事な事項であるのでございま

す。そこで御承認のとおりであります。

しかし、いま申されるような特別勘定の問題等、いろいろ問題があります。また、還元融資のワクも増大いたしました。これが私どもは考えておるの

ことであります。ただし、政府部内においてよく

重視が置けなくなるじゃないかといふ結論を得たいと、かように考えておる

次第でございます。(拍手)

【國務大臣田中角栄君登壇、拍手】  
○國務大臣(田中角栄君) 答えをいたします。

第一点は、予算概算要求の時期に前年度の五〇%にアップ制限といふことを一律にやっておつて、社会保障等に

置かれていますが、前年度五〇%も

上がることはないわけでござい

ます。

第二点は、積み立て金運用の二五%

の問題でございますが、厚生大臣の御

は制度の全体にかかる問題であり、しかし、現在私ども厚生年金の年額の引き下げをお願いしようとしておる

で、その際に、他の事項と一緒にし

て、ひとつ私どもは解決をいたし

たい。すなわち、あくまで年金とい

うものは老後を保障するもの、所得を

保障するものでなければならぬ、こう

いう原則に立って進めたいと考えてお

るのであります。

次の児童手当の問題であります。

いまお話をありました、これは直

接間接に被保険者の生活の向上、福祉

の向上と、こういうことに役立つてお

ります。

最後に、積み立て金の運用の問題が

あります。これは、御意見のよう

なことが出ることは当然であります。

従来でも、これを、あるいは社会福祉施設、あるいは生活環境の整備と、こ

とども、融資のワクとか、あるいは

特別ワクとか、いろいろなことを考

えておるのでございまして、これらは直

接間接に被保険者の生活の向上、福祉

の向上と、こういうことに役立つてお

ります。

題について、実施の時期、あるいは方

法、内容等について検討をし、できる

だけ早い機会にこれを実現せしめた

い、かように考えておるものでござい

ます。

それから福祉年金の年齢の引き下げ

の問題であります。実は、現在福祉

年金を受けておる者が二百六、七十万

人おりまして、金額にして約四百億程

な関係になつております。

いまお話をありましたように、これについてお答え申し上げましたが、若干補足いたしておきます。

いまの年金の引き上げの問題は、ただいまお話をありましたように、これ

について、統いてひとつ検討をして適

度、いわゆる家族給の問題にも関係す

るのございまして、一がいに児童手当

検討をしてまいりたい、かように考えます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) これにて質疑の通告者の発言は終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

○議長(重宗雄三君)

日程第四、北太

平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約を改正する議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

北太平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約を改正する議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

(b) 性別、年令別並びに漁獲の時期別及び方法別に見たおつとせいの獣皮の品質

第三条 条約第二条3を次のよう改め

3 この条に掲げる調査を促進するため、各当事国は、次のこととに同意する。

3 この条に掲げる調査を促進するため、各当事国は、次のこととに同意する。

(a) 十分な頭数の乳幼獣に、引き続き、標識を附すこと。

(b) 海上調査のために最近數年間行なった努力と同じ程度の努力を行なうこと。ただし、第五条3の規定に従つて委員会が別段の決定を行なう場合を除くほか、東太平洋では三千五百頭をこえる頭数、西太平洋では二千二百頭をこえる頭数のおつとせいや捕獲しないことを条件とする。

(c) 第五条3の規定に従つて委員会が決定した事項を実施すること。

3 この条に掲げる調査を促進するため、各当事国は、次のこととに同意する。

第十三条4の規定に基づいてこの条約の効力が延長されたときは、その後の年に当事国に勧告すること。前記のその後の年は、第十二条に定める第十二年度の初期の会合において当事国が定めるものとする。

第六条 条約第五条3を次のよう改め

3 委員会は、2に定める任務に加えて、第二条3の規定に従い、繁殖島で標識を附すべきおつとせいの頭数並びに調査目的のために海上で捕獲すべきおつとせいの総頭数、これらのおつとせいを捕獲すべき時期及び場所並びに各当事国が捕獲すべき頭数を隨時決定するものとする。

第七条 条約第八条2中「附表」を「第二条3」に改める。

3 諸國は、この議定書により、この条約の効力発生の日に改正されるものとする。

2 アメリカ合衆国政府は、寄託された批准書につき他の署名政府に通報を行なうものとする。

1 この議定書は、批准書が前記の日の後に寄託された場合にはその寄託の日に効力を生ずるものとする。

3 この議定書は、四年目の批准書が前記の日の後に寄託された場合にはその寄託の日に効力を生ずるものとする。

2 条約第九条3を次のよう改め

3 西太平洋における海上調査の直接及び間接の費用を一層公平に分担するため、カナダ及び日本国は、この条約の効力発生後の第七年

度に始まる三年間、1に定めるソ

ヴィエト社会主義共和国連邦によ

るおつとせいの獣皮の引渡しを受けないこと、並びにソヴィエト社

会主義共和国連邦は、前記の三年

間毎年、千五百頭分のおつとせい

の獣皮をカナダ及び日本国にそ

れぞれ引き渡すことが合意され

る。

(e) 陸上獵獲との関連において海

上獵獲を行なうことが、一定の

状況の下において、この条約の

目標に到達することに悪影響を

与えることなく、許容されるかどうかを研究し、並びにそれに

ついて、この条約の効力発生後の第十一年度の終期に、及び、

北太平洋のおつとせいの保存に關する暫定条約を改正する議定書の締結について承認を求める

の件

第九条 第十一条

1 条約第十一条中「第六年度」を「第十二年度」に改める。

2 条約第十三条4中「六年」を「十二年」に、「第六年度」を「第十二年度」に改める。

3 条約に附屬する附表を削る。

第十一条

1 この議定書は、批准されるものとし、その批准書は、できる限りすみやかにアメリカ合衆国政府に寄託されるものとする。

2 アメリカ合衆国政府は、寄託された批准書につき他の署名政府に通報を行なうものとする。

3 この議定書は、四年目の批准書が前記の日の後に寄託された場合にはその寄託の日に効力を生ずるものとする。

4 第一条の規定にかかるわらず、

(a) この議定書の効力が千九百四十四年一月三十一日になお生じていない場合には、第七年度の海上調査については、条約を適用する。

(b) この議定書の効力がおつとせいの商業的獵獲の第七年度の猶定期に於ける後半の期間の開始後に生じた場合には、その猶期については、この議定書によつて改正された後の第九

条3の規定を適用する。

5 この議定書の原本は、アメリカ合衆国政府に寄託するものとし、同政府は、この議定書の各署名政

府にその認証原本を送付するものとする。

以上の証拠として、各自の政府から正當に委任を受けた下名は、この議定書に署名した。

千九百六十三年十月八日にワシントンで、ひとしく正文である英語、日本語及びロシア語により本書を作成した。

カナダ政府のために

C・S・A・リフチー

日本国政府のために

武内龍次

ソヴィエト社会主義共和国連邦政

府のために

A・ドルーニン

アメリカ合衆国政府のために

U・アレクシス・ジョンソン

【井上清一君登壇、拍手】

○井上清一君 ただいま議題となりました条約につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告申し上げます。

この議定書は、北太平洋におけるおつとせい資源の確保のため、商業的海上獵獲を禁止した日米米四カ国間の現行条約の期限満了に伴い、これを六ヵ年延長することとし、その間、從来からわが国の主張であります海上獵

獲の問題を研究するほか、陸上獵獲による獸皮を、米国のみならず、ソ連も日加両国に配分することなどをきめたものであります。

質疑の詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

委員会は、三月十七日質疑を終え、採決の結果、本件は全会一致をもつて承認すべきものと決定いたしました。以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。本件を問題に供します。本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めま

す。【賛成者起立】

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よつて本件は、全会一致をもつて承認することに決しました。

○議長(重宗雄三君) 日程第五、臨時行政調査会設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長三木與吉郎君。

【審査報告書は都合により第十四号末尾に掲載】

臨時行政調査会設置法の一部を改

正する法律案

国会に提出する。

昭和三十九年一月二十九日

内閣總理大臣 池田 勇人

臨時行政調査会設置法の一部を改正する法律案

臨時行政調査会設置法の一部を改正する法律案

臨時行政調査会設置法(昭和三十一年法律第百九十八号)の一部を次のように改正する。

三十一日を「昭和三十九年三月三十日」に改める。

#### 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

【三木與吉郎君登壇、拍手】

○三木與吉郎君 ただいま議題となりました臨時行政調査会設置法の一部を改正する法律案について、内閣委員会

改正する法律案について、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、臨時行政調査会設置法の効力を本年九月三十日まで六ヵ月延長しようとするものであります。

臨時行政調査会は、行政を改善し、行政の國民に対する奉仕の向上をはかることを目的として、行政の実態に一般的な検討を加え、行政制度及び行政運営の改善に関する基本的事項を調査することを目的として、行政の実態に全般に欠陥があつたのではないか、また調査の範囲を広げ過ぎたのではないか、苦情相談委員制度の法制化、審議会、調査会等に関連する諸問題等についても、きわめて熱心な質疑

の付属機関として臨時に設けられたものであります。調査審議の対象が広範多岐にわたり、存続期間である本年の三月三十日までは、現在審議中の事項全部について審議を終了するととは時間的に困難であることが明らかとなつたので、その存続期限を六ヵ月延長し、審議事項すべてについて十分検討し、本調査会設置の趣旨を全うしようとします。

本委員会におきましては、山村行政管理庁長官、関係政府委員のほか、佐藤臨時行政調査会会长の出席を求めて審議に当たり、臨時行政調査会の答申並びに行政改革に対する政府の決意、臨時行政調査会設置法の成立にあたり、両院の内閣委員会で付せられた附帯決議に対する政府並びに臨時行政調査会の態度、臨時行政調査会と行政審議会との關係、行政改革について臨時行政調査会で審議中であるにもかかわらず、多くの部局等を新設しようとする理由、会長声明に対する国民の反響、答申後における答申の実現を促進するための構想、専門委員の選考基準、いわゆる参与の性格、臨時行政調査会の期限の延長に關連して、その遅延による欠陥があつたのではないか、また審議の範囲を広げ過ぎたのではないか、苦情相談委員制度の法制化、審議会、調査会等に関連する諸問題等についても、きわめて熱心な質疑

応答が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長(重宗雄三君) 日程第六、旅行あつ旅業法の一部を改正する法律案、日程第七、國際觀光ホテル整備法の一部を改正する法律案、(いずれも内閣提出)

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。運輸委員長米田正文君。

【議長退席、副議長着席】

【審査報告書は都合により第十四号末尾に掲載】



第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用について  
は、なお従前の例による。

[審査報告書は都合により第十四号末尾に掲載]

国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律案

国会に提出する。

昭和三十九年三月二日

内閣總理大臣 池田 勇人

国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律案

国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律案

国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律案

国際観光ホテル整備法(昭和二十四年法律第二百七十九号)の一部を次のように改正する。

第六条の見出しを「料金及び宿泊約款」に改め、同条第一項中「業務に関する料金」の下に「及び宿泊約款」を加え、同条第三項中「料金」の下に「及び宿泊約款」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(遵守事項)

第六条の二 この法律に規定するもののが、登録を受けたホテルの施設の管理の方法、登録を受けたホテルに掲示すべき事項、外客に接する従業員に施すべき外客接遇上必要な教育の程度及び方法その他外客の利用の確保のために登録手続を定める。

2 主務大臣は、登録ホテル業を営む者が前項の省令の定める事項を遵守していないと認めるときは、当該登録ホテル業を営む者に對し、登録を受けたホテルの施設の管理の方法の改善その他その是正のために必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

第十二条第一号中「第六条第二項」の下に「若しくは第六条の二第二項」を加える。

第十六条を次のように改める。

(報告及び検査)

第十六条 主務大臣は、この法律の施行を確保するため必要があると認めるときは、省令の定めるところにより、登録ホテル業を営む者に対し、その事業に関し報告をさせることができる。

2 主務大臣は、この法律の施行を確保するため特に必要があると認めるとときは、その職員に、登録を受けたホテルに立ち入り、ホテルの施設、これに関する書類その他の物件を検査させることができるもの。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第二十八条中「料金」を「料金及び宿泊約款」第六条の二(遵守事項)に、「報告」を「報告及び検査」に改める。

第三十二条第四号中「第十六条」を「第十六条第一項」に改め、同条に次の一号を加える。

五 第十六条第二項(第二十八条において準用する場合を含む。)の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

別表第一第五号の中「専用の」を

「冷水及び温水を出すことのできる」

別表第一第六号を次のように改める。

六 使用のたびに用水を取り替えることのできる設備を有する浴室(以下「基準浴室」という。)又は冷水及び温水を出すことのできるシャワー設備のあるシャワー室(以下「基準シャワー室」という。)及び座便式便器を備えた便所が附属している洋式浴室の数が、洋式浴室総数の三分の一以上あること。

別表第一第七号の次に次の一号を加える。

七の二 建物の主たる出入口のある階又は客の利用に供する最下の階から數えて四番目以上の階を客の利用に供する場合は、建物の主たる出入口のある階から客の利用に供する階へ通ずる乗用の昇降機があること。

別表第三第四号の二の次に次の二号を加える。

四の二 基準浴室又は基準シャワー室が附属していない基準浴室の数に相応した数の共同用の基準浴室又は基準シャワー室で、その入口にかぎをかけることができるものがあること。

別表第三第四号の二の次に次の二号を加える。

四の三 建物の主たる出入口のある階又は客の利用に供する最下の階から數えて四番目以上の階を客の利用に供する場合は、建物の主たる出入口のある階から客の利用に供する階へ通ずる乗用の昇降機があること。

別表第三第九号中「水洗式で座便式の便所があり、且つ、その」を「便所は水洗式であり、に、」に、「区別があること」を「区別があり、かつ、座便式便器の備付けがあること」に改めと改める。

別表第三第九号中「水洗式で座便式の便所があり、且つ、その」を「便所は水洗式であり、に、」に、「区別があること」を「区別があり、かつ、座便式便器の備付けがあること」に改めと改める。

5 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表第三第三号の次に次の二号を加える。

1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附則

○米田正文君登壇、拍手

した観光関係二法案について、運輸委員会における審議の経過並びに結果をお申し上げます。

2 この法律の施行の際現に登録ホテル業又は登録旅館業を営んでいた者が、その際現に実施している宿泊約款については、改正後の第六条第一項(改正後の第二十八条において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)中に規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

別表第三第三号の中「専用の」を

「冷水及び温水を出すことのできる」

別表第三第三号の二中「専用の」を

「冷水及び温水を出すことのできる」

別表第三第三号を次のように改める。

六 使用のたびに用水を取り替えることのできる設備を有する浴室(以下「基準浴室」という。)又は冷水及び温水を出すことのできるシャワー設備のあるシャワー室(以下「基準シャワー室」という。)及び座便式便器を備えた便所が附属している洋式浴室の数が、洋式浴室総数の十分の一以上あること。

別表第三第三号の二の次に次の二号を加える。

四の二 基準浴室又は基準シャワー室が附属していない基準浴室の数に相応した数の共同用の基準浴室又は基準シャワー室で、その入口にかぎをかけることができるものがあること。

別表第三第三号の二の次に次の二号を加える。

四の三 建物の主たる出入口のある階又は客の利用に供する最下の階から數えて四番目以上の階を客の利用に供する場合は、建物の主たる出入口のある階から客の利用に供する階へ通ずる乗用の昇降機があること。

別表第三第九号中「水洗式で座便式の便所があり、且つ、その」を「便所は水洗式であり、に、」に、「区別があること」を「区別があり、かつ、座便式便器の備付けがあること」に改めと改める。

別表第三第九号中「水洗式で座便式の便所があり、且つ、その」を「便所は水洗式であり、に、」に、「区別があること」を「区別があり、かつ、座便式便器の備付けがあること」に改めと改める。

5 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表第三第三号の次に次の二号を加える。

1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附則

○米田正文君登壇、拍手

した観光関係二法案について、運輸委員会における審議の経過並びに結果をお申し上げます。

ます、旅行あつ旋業法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法案は、近く予定される日本人の海外渡航の自由化を控え、また最近ににおける旅行あつせん業の実情及び経済情勢の推移にかんがみ、旅行あつせん業の適正な運営をはかるため、所要の改正をしようとするものであります。

すなわち、第一は、日本人の海外旅行のあつせんは、もっぱら一般旅行あつせん業者をして行なわせることとし、これに伴い、邦人旅行あつせん業の範囲を日本人の本邦内の旅行のみを対象とするものとしたこと。第二は、経済情勢の推移に応じて営業保証金の額を引き上げることとし、旅行あつせん業者の損害相保力の強化をはかつたこと。第三は、旅行あつせんに関する不正行為の禁止規定等を整備したことであります。

次に、国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法案は、最近、外客宿泊施設としての登録ホテル業及び登録旅館業が急速に増加し、またそれらの施設水準の向上しつつある現状にかんがみ、外客の接遇をさらに一そく充実させるために、これらの業務の適正化と水準の向上をはからうとするものであります。

改正案のおもなる点を申し上げますと、第一は、登録ホテル業者及び登録

旅館業者に対し、新たに宿泊約款の届け出義務及び公示義務を課したこと。

第二は、登録ホテル業者及び登録旅館

業者の順守すべき事項に関する規定を設け、その施行をはかるため、業者に對し主務大臣が所要の措置を講ずるよう指示することができるることとしたこと。

第三は、主務大臣は、特に必要があると認めるときは、その職員に登録を受けたホテルまたは旅館等への立ち入り検査をさせることができます。

第四は、ホテルまたは旅館の施設に関する登録基準を整備したこと

と等であります。

委員会の審議におきましては、両法

律を一括して質疑を行ない、特に三月十日には、ホテル、旅館業及び旅行

あつせん業関係者の意見をも聴取する

等、慎重な審議を重ねました。その詳

細は会議録により御承知願いたいと存じますが、質疑のおもな点を申し上げますと、二法案と觀光基本法との関連、登録ホテル、旅館及び旅行あつせん業者に対する指導並びに育成の方針、修学旅行に関する旅行関係施設の整備、登録旅館に対する税制上の優遇措置、並びに公用昇降機等の登録基準の整備等について行なわれたのであります。

かくて質疑を終え、二法案を一括して討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、二法案は全会一

致をもつて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(重政廣徳君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたしました。

兩案全部を問題に供します。兩案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(重政廣徳君) 過半数と認めます。よつて兩案は可決せられました。

○副議長(重政廣徳君) 過半数と認めます。よつて兩案は可決せられました。

兩案全部を問題に供します。兩案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(重政廣徳君) 過半数と認めます。よつて兩案は可決せられました。

簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項、第八条及び第九条中「又は第十六条の養老保険」を「、第十六条の養老保険又は第十六条の

三の特別養老保険」に改める。

第十一條の見出し中「及び養老保

険」を「、養老保険及び特別養老保険」に改め、同条中「又は第十六条の養老保険」を「、第十六条の養老保

又は第十六条の三の特別養老保険」に改める。

第十二条第二項中「又は養老保

険」を「、養老保険又は特別養老保険」に改める。

第十五条第二項第六号中「又は

養老保険」を「、養老保険又は特別養老保険」に改め、同項第八号中「養老保険」の下に「又は特別養老保険」を加える。

第十六条の二の次に次の一条を加える。

(特別養老保険)

第十六条の三 特別養老保険とは、被保険者の生存中に保険期間が満了し、又はその期間の満了前に被保険者が死亡したことに因り保険金の支払をするものであつて、保

険期間の満了前に被保険者が死亡したことに因り支払をする場合の保険金額を保険期間が満了したこ

とに因り支払をする場合の保険金額の二倍の額とするものをいう。

第十七条第一項中「、昭和三十七年三月三十一日までは三十万円、同年四月一日以後は五十万円」を「百万

円」に改め、同条第二項中「二万円」を「五万円」に認める。

第十八条第一号中「養老保険」の下に「及び特別養老保険」を加え、同条

第三号中「家族保険」あつては、主たる被保険者に係る保険金額」を「家

族保険にあつては主たる被保険者に係る保険金額、特別養老保険にあつては保険期間が満了したことに因り支払をする場合の保険金額」に改め

る。

第二十二条第二項中「又は養老保

険」を「、養老保険又は特別養老保険」に改める。

第二十五条第二項第六号中「又は

養老保険」を「、養老保険又は特別養老保険」に改め、同項第八号中「養老保険」の下に「又は特別養老保険」を加える。

第三十一条第一項中「これと同額」の下に「(特別養老保険の保険契約にあつては、保険期間が満了したことにより支払をする場合の保険金額と同額)」を加える。

第三十四条第一項、第三十六条第一項、第三十七条第一項及び第二項並びに第三十八条第一項中「又は養老保険」を「、養老保険又は特別養老保険」に改める。

第四十五条第一項中「第十五条、第十六条又は第十六条の二」を「第十

五条から第十六条の三まで」に、「又

は家族保険」を「、家族保険又は特別養老保険」に改め、同項第一号から

第三号までを次のよう改める。

一 両上肢<sup>レ</sup>を腕関節以上で失つたとき又は両上肢<sup>レ</sup>の用を全く廃したとき。

二 両下肢<sup>レ</sup>を足関節以上で失つたとき又は両下肢<sup>レ</sup>の用を全く廃したとき。

三 一上肢<sup>レ</sup>を腕関節以上で失つたとき又は一上肢<sup>レ</sup>及び一下肢<sup>レ</sup>の用を全く廃したとき。

四 一上肢<sup>レ</sup>を腕関節以上で失つたとき又は一上肢<sup>レ</sup>及び一下肢<sup>レ</sup>の用を全く廃したとき。

五 一上肢<sup>レ</sup>を腕関節以上で失つたとき又は一上肢<sup>レ</sup>及び一下肢<sup>レ</sup>の用を全く廃したとき。

#### 附 則

1 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に効力が発生した簡易生命保険契約に係る保険金額の最低制限額については、な

お従前の例による。

○光村甚助君登壇、拍手】

○光村甚助君登壇、拍手】

した簡易生命保険法の一部を改正する法律案につきまして、通信委員会におかれることは、最も審議の経過並びに結果を御報告いたしました。本法律案は、保険金の最高制限額及び最低制限額を引き上げることとともに、新たに特別養老保険の制度を創設しようとするものでありまして、改正の要点を申し上げますと、

第一点は、最近における社会経済事情の推移にかんがみますとき、現在の

五十万円では、国民の経済生活の安定をばかり、その福祉の増進を目的としたとき。

二 両下肢<sup>レ</sup>を足関節以上で失つたとき又は両下肢<sup>レ</sup>の用を全く廃したとき。

三 一上肢<sup>レ</sup>を腕関節以上で失つたとき又は一上肢<sup>レ</sup>及び一下肢<sup>レ</sup>の用を全く廃したとき。

四 一上肢<sup>レ</sup>を腕関節以上で失つたとき又は一上肢<sup>レ</sup>及び一下肢<sup>レ</sup>の用を全く廃したとき。

五 一上肢<sup>レ</sup>を腕関節以上で失つたとき又は一上肢<sup>レ</sup>及び一下肢<sup>レ</sup>の用を全く廃したとき。

六 一上肢<sup>レ</sup>を腕関節以上で失つたとき又は一上肢<sup>レ</sup>及び一下肢<sup>レ</sup>の用を全く廃したとき。

七 一上肢<sup>レ</sup>を腕関節以上で失つたとき又は一上肢<sup>レ</sup>及び一下肢<sup>レ</sup>の用を全く廃したとき。

八 一上肢<sup>レ</sup>を腕関節以上で失つたとき又は一上肢<sup>レ</sup>及び一下肢<sup>レ</sup>の用を全く廃したとき。

九 一上肢<sup>レ</sup>を腕関節以上で失つたとき又は一上肢<sup>レ</sup>及び一下肢<sup>レ</sup>の用を全く廃したとき。

十 一上肢<sup>レ</sup>を腕関節以上で失つたとき又は一上肢<sup>レ</sup>及び一下肢<sup>レ</sup>の用を全く廃したとき。

十一 一上肢<sup>レ</sup>を腕関節以上で失つたとき又は一上肢<sup>レ</sup>及び一下肢<sup>レ</sup>の用を全く廃したとき。

十二 一上肢<sup>レ</sup>を腕関節以上で失つたとき又は一上肢<sup>レ</sup>及び一下肢<sup>レ</sup>の用を全く廃したとき。

十三 一上肢<sup>レ</sup>を腕関節以上で失つたとき又は一上肢<sup>レ</sup>及び一下肢<sup>レ</sup>の用を全く廃したとき。

十四 一上肢<sup>レ</sup>を腕関節以上で失つたとき又は一上肢<sup>レ</sup>及び一下肢<sup>レ</sup>の用を全く廃したとき。

十五 一上肢<sup>レ</sup>を腕関節以上で失つたとき又は一上肢<sup>レ</sup>及び一下肢<sup>レ</sup>の用を全く廃したとき。

十六 一上肢<sup>レ</sup>を腕関節以上で失つたとき又は一上肢<sup>レ</sup>及び一下肢<sup>レ</sup>の用を全く廃したとき。

十七 一上肢<sup>レ</sup>を腕関節以上で失つたとき又は一上肢<sup>レ</sup>及び一下肢<sup>レ</sup>の用を全く廃したとき。

十八 一上肢<sup>レ</sup>を腕関節以上で失つたとき又は一上肢<sup>レ</sup>及び一下肢<sup>レ</sup>の用を全く廃したとき。

十九 一上肢<sup>レ</sup>を腕関節以上で失つたとき又は一上肢<sup>レ</sup>及び一下肢<sup>レ</sup>の用を全く廃したとき。

二十 一上肢<sup>レ</sup>を腕関節以上で失つたとき又は一上肢<sup>レ</sup>及び一下肢<sup>レ</sup>の用を全く廃したとき。

二十一 一上肢<sup>レ</sup>を腕関節以上で失つたとき又は一上肢<sup>レ</sup>及び一下肢<sup>レ</sup>の用を全く廃したとき。

二十二 一上肢<sup>レ</sup>を腕関節以上で失つたとき又は一上肢<sup>レ</sup>及び一下肢<sup>レ</sup>の用を全く廃したとき。

二十三 一上肢<sup>レ</sup>を腕関節以上で失つたとき又は一上肢<sup>レ</sup>及び一下肢<sup>レ</sup>の用を全く廃したとき。

二十四 一上肢<sup>レ</sup>を腕関節以上で失つたとき又は一上肢<sup>レ</sup>及び一下肢<sup>レ</sup>の用を全く廃したとき。

二十五 一上肢<sup>レ</sup>を腕関節以上で失つたとき又は一上肢<sup>レ</sup>及び一下肢<sup>レ</sup>の用を全く廃したとき。

したのであります。質疑のおもなるものは、最高制限額百万円に引き上げる制度本来の機能を十分發揮することが困難であり、また、事業自体といたしましても、終戦直後に大量に募集した契約がここ数年のうちに集中満期となりましたので、満期による事業規模の縮小を防止し、さらに事業の発展をはかるため、最高制限額を百万円に引き上げようとするものであります。

第二点は、現在保険金の最低制限額によって御了承を願いたいと存じます。かくて質疑を終了し、討論に入ります。したところ、日本社会党を代表して野上委員より、

簡保積立金は、既に一兆円を突破し、これが運用の如何は事業の消長に重大な影響を及ぼし且つ国民の経済生活の安定と福祉の増進に至大の関係を持つに至った。しかも国の社会保障制度のいまだ不備な現状か

ら、契約者はその運用の是非について大きな関心を持つて見守っています。

○副議長(重政庸徳君) 日程第九、外

國為替及び外國貿易管理法及び外資に關する法律の一部を改正する法律案

(内閣提出)を議題といたします。

○副議長(重政庸徳君) 過半數と認めます。よつて、本案は可決せられました。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

帶決議を付して原案のとおり可決すべくものと決定した次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(重政庸徳君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたしました。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○副議長(重政庸徳君) 過半數と認めます。よつて、本案は可決せられました。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

外國為替及び外國貿易管理法及び外資に關する法律の一部を改正する法律案

本の指定等」を「外国資本の投下の認可及び投下された外国資本の指定等」に改める。

第二条中「届出又は」を削る。

第六条を次のように改める。

第六条 削除

第九条の二第一項中「外國為替公認銀行をいう。」の下に「以下同じ。」を加える。

第二章の章名中「届出並びに」を削る。

第十条中「のうちその対価を外国へ向けた支払により受領しようとするもの」を削り、「甲種技術援助契約となるときは」の下に「政令で定める場合を除き」を加える。

第十二条の見出し中「又は届出を削り、同条第一項中「次項に規定する株式又は持分に該当するものを除く。」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項(前項第二号から第十号までを除く。)」を削り、同条第一項中「次項に規定する」とするもの」を削り、「甲種技術援助契約となるときは」の下に「政令で定める場合を除き」を加える。

第十三条の二、第五十五条の二第二項第三号及び第二項第一号並びに第十五条の三第二項及び第三項中「第十二条第三項」を「第十二条第二項」に改める。

第十七条第一項中「買収した場合において、当該外國投資家が」を削り、「日本銀行及び外國為替公認銀行」を加え、同条に次の一項を加える。

第十三条第六号を次のように改める。

第二十五条の二の見出しを「事務の一部委任」に改め、同条第一項中「日本銀行」の下に「又は外國為替公認銀行」を加え、同条に次の一項を加える。

3 第一項の場合において、その事務に従事する日本銀行及び外國為替公認銀行の職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

4 第一条の四を次のように改める。

5 農林省設置法(昭和二十四年法律百五十三号)の一部を次のように改正する。

6 刪除

第七条第一項第十七号中「外國為替予算案の作成の準備に関する事項」を削る。

7 運輸省設置法(昭和二十四年法律百五十七号)の一部を次のように改正する。

3 経済企画庁設置法(昭和二十一年法律第二百六十二号)の一部を次のように改正する。

4 大蔵省設置法(昭和二十四年法律百四十四号)の一部を次のように改正する。

5 第四条第四十七号を次のように改め、同項を同条第二項と並びに」を削る。

6 刪除

第七条第一項第三号を次のとおりに改め、「中第十一條第三項第一号に係る部分」を削る。

7 第二十四条第二項第三号を次のとおりに改める。

三 刪除

第十三条の二、第五十五条の二第二項第三号及び第二項第一号並びに第十五条の三第二項及び第三項中「第十二条第三項」を「第十二条第二項」に改め、同項を同条第二項と並びに」を削る。

8 第二十五条の二の見出しを「事務の一部委任」に改め、同条第一項中「日本銀行」の下に「又は外國為替公認銀行」を加え、同条に次の一項を加える。

9 第十三条第六号を次のように改める。

10 第四条第十六号の四を次のように改める。

11 第二十二条第一項中第十六号の五を削り、第十六条の六を第十六号の五とし、第十四条の六を第十四号の五とし、第十四条の六の二を第十四号の六とし、同項第十四号の五を削り、第十四条の六を第十四号の七五とし、第十四条の六を第十四号の七五を削り、第十六号の六を第十六号の五とし、第十六号の六を第十六号の五とし、第十六号の六を第十六号の五とする。

12 第二十二条第一項中「新谷寅三郎君登壇、拍手」

○新谷寅三郎君　ただいま議題となりました外國為替及び外國貿易管理法及び外資に關する法律の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告いたしました。

13 本案は、わが国が開放經濟体制移行への一環として、本年四月一日より国際通貨基金協定第八条に規定する義務を受諾することに伴い、外國為替、外國貿易その他の对外經濟取引に関する体制を整備しようとするものであります。

14 附 則

1 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為は、なほその従前の例による。

6 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

7 第四条第一項中第十九号を削り、第十八号の二を第十九号とし、同項第二十五号中「認可を与える」に改める。

その概要を申し上げますと、第一は、外國為替及び外國貿易管理法の一項改正でありまして、わが國が國際通貨基金八条國へ移行するためには、經常的支払いに対する為替制限を撤廃しておくる必要がありますので、外國為替予算制度を廢止するとともに、外國為替予算の作成を主たる任務としておりまして開債審議会も同時に廢止し、また今後の輸入貿易の管理は、為替制限によらない方法、すなわち数量規制を行ない得るようにいたそとをするものであります。

第二は、外資に関する法律の一部改正でありますて、外國為替予算制度の廢止に伴い、導入外資の対価、果実等の支払い予定額を外國為替予算に計上する制度を廢止し、また、契約期間もしくは支払い期間が一年をこえる技術援助契約の締結、または株式の持分、受益証券、社債もしくは貸し付け金債権の取得について、対外送金の希望の有無にかかわらず外資法の認可を受けさせる等、所要の改正を行なうとするものであります。

本案の審査におきましては、池田総理をはじめ、外務、大蔵、農林、通産、運輸、労働、経済企画の各大臣の出席を求め、開放経済体制移行の意義、移行後の国際取扱、外貨準備高の見通しと貿易外取支改善策としての海

運対策の具体的な内容、貿易自由化の今後の段取りと、わが國産業界、特に農業、中小企業、労働の各部門に及ぼす影響とその対策、今後の経済外交の基本的態度と低開発国に対する援助方針の大要、開放体制下における財政金融政策のあり方と、関連事項としての公債発行及び日銀法改正問題、IMF八条國移行と日米友好通商航海条約との関連、OECD加盟と労働組合諸問題の詳細は、会議録によつて御承知おき願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して野々山委員より、「金解禁にも比すべき国際的な措置を国会審議に付す以前に政府のみで処理したこと、一つの国家群に加担することとは、日中問題等の進展に支障を来たすこととなり、時期尚早と思われる」と、また、今後慢性的赤字基調を克服しがたい国際收支の面、あるいは金融引き締めの強化によって、今後勞働条件を悪化させることを予想されるので、現在のよろづ不十分な体制のまま開放経済体制へ突入することは反対である」との意見が述べられ、次い

て、外國為替及び外國貿易管理法の一部改正による影響を考慮せられ、特に憂慮する必要があること、「賛成する」との意見が述べられ、最後に、日本共産党を代表して鈴木委員より、「本案は、わが國經濟を自由主義諸國の閉鎖的經濟が国際化へ加入せしめて破局に導くものであり、中小企業及び農業の困難、ブロックへ加入せしめて破局に導くものであるから反対する」との意見が述べられました。

かくて討論を終わり、採決の結果、多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○副議長(重政徳君) 本案に対し、討論の通告がござります。発言を許します。野々山一三君。

〔野々山一三君登壇、拍手〕

○野々山一三君 私は日本社会党を代表いたしまして、ただいま上程されました外國為替及び外國貿易管理法及び外資に関する法律の一部を改正する法律につきまして、反対の討論を行なうとするものであります。

本法律案は、開放経済体制への移行を進める一環として、四月一日からIMF八条國に移行する、そのための法則整備を行なおうとし、対外取引関係二法を改正しようとするものであります。

ところが、私は本法律案の改正を、単に四月一日からIMF八条國に移行するための準備として見るには、あまりに大きく、かつ重大な、国際経済社

会における、また日本經濟の進路にとつて影響を持つてゐるという点を、見逃がすわけにまいらぬと思うのであります。

その第一は、政府の本件に対する事態認識と、その法改正に対する手続について、きわめて軽く、ものをながめていること、このことは、日本がIMFの十四条國から八条國に移行するということ、このことは、日本経済にとって、かつて日本經濟を危殆のどん底におとしいれた金解禁に次ぐ、決定的な、しかも再びあと戻りすることの訴されない国際的義務を負うといふことがあります。

この事実は、総理の言をもつてするならば、「日本經濟にとつて画期的なことであり、革命的な大きな変動をもたらすことである」というのであります。かかる重要な、しかも国際的には日本にかけた課題であり、国内的にも重要な課題であります。

かかる重要な、しかも国際的には日本にかけた課題であります。この信用を取り除き、協力を得いくことがあります。ですが、これからこの事態を乗り切つていくためには、何としても国民の心配を取り除き、協力を得いくことがなればならぬのであります。政府のかようなものの見方、態

度をもつてするならば、まさに真摯にこの事態を乗り切らうという眞剣味の寸分さえ見ることができないのであります。私はかかる観点から、第一に反対をするのであります。

その第二は、OECD加盟、IMF八条国移行といふ事実の持つている政治的意義についてであります。申し上げるまでもなく、OECDは、そのお立ちにおいてマーシャル・プランに源を持ち、戦後の世界体制における新しい世界的經濟プロックの体制をとつたのであります。ことばをかえて言うならば、自由主義陣営における國際資本主義体制の温存のための封鎖的經濟体制であるということであります。日本が、今日この非常な經濟的危機に直面しながら、なおそれに目をおおつてOECDに加盟し、IMF八条国に移行するということは、まさに名実ともに日本が國際經濟社會の一員として自由主義陣営にその旗色を明らかにし、加担し、世界に向かつて事新しく、あらためてその立場を宣言しようとするものであると見ないわけにはまいらないのです。池田総理の言ふところによれば、「日本は、いまにしてその戸籍を明らかにすることこそ必要である」というのであります。このことばかりは、まさに日本を永久に資本主義国家群の一員としての立場に位置づけ、対米依存の經濟体制をも強化する

和共存の態勢が進みつつあるときに、何ものでもないと断ぜざるを得ないのをさるます。急速に変動しつつある世界の動きに目を向けて見るとき、近くは日中國交回復をはじめ、大きくな治理的意義についてであります。申し上げるまでもなく、OECDは、そのお立ちにおいてマーシャル・プランに源を持つて、戦後の世界体制における新しい世界的經濟プロックの体制をとつたのであります。ことばをかえて言うならば、自由主義陣営における國際資本主義体制の温存のための封鎖的經濟体制であるということであります。日本が、今日この非常な經濟的危機に直面しながら、なおそれに目をおおつてOECDに加盟し、IMF八条国に移行するといふことは、まさに名実ともに日本が國際經濟社會の一員として自己の基礎条件を持っており、しかも、力、產業、經濟、労働の諸点において、日本のそれと比べて、相當以上に高い基礎条件を持っており、しかも、なおその諸施策は國家独占資本の利益を保護策を持っておるのであります。さらには、今日おその傾向を強めようとしておる節さえ十分に見受けられるのであります。このような事態に比べて、日本の現状は一体どうなっているのです。この舞臺において日本經濟が埋没するという、きわめて危険な路線にいります。總理並びに田中大蔵大臣の言をもつてするならば、IMF八条国に移行するということ、それは日本が國際社会に出て、日本の現状は一体どうなっているのです。この舞臺において日本經濟が埋没するといふことは、まさに名実ともに日本が國際經濟社會の一員として自由主義陣営にその旗色を明らかにし、世界に向かつて事新しく、あらためてその立場を宣言しようとするものであると見ないわけにはまいらないのです。池田内閣がおり立てた高度成長政策は、石炭産業とその労働者を塗炭のどん底におとしいれたことをはじめ、池田内閣は構造上どんにもならない袋小路に追い詰められ、國際收支は、構造的、慢性的赤字体制に転落し、物価は騰貴し、産業間の格差は拡大し、中小企業の倒産を示すという結果になりました。このことはできない事実と相なっています。政府は、今日あることと、つまり開放經濟体制に入るということを予期して、中小企業基本法や農業基本法、あるいは金銀工業基本法や

OECD加盟とIMF八条國に移行するということが、新しい軍事的、經濟的プロック体制への加担であるという論はさておくといたしまして、アメリカや西欧諸国との今日のそれは、資本主義の現状から見て、日本の将来にとって、きわめて重大なる影響と障害になるということを考えると、まさに、いま時にあらずと断ぜざるを得ないのであります。

その反対の第三の根拠は、まだ十分な体質を持っていない日本經濟が、激しい國際競争の荒波の中にたたき込まれ、その舞台において日本經濟が埋没するという、きわめて危険な路線にいま踏み出そうといふ結果に相なることを指摘しないわけにはいかぬのです。つまり、今日おその傾向を強めようとしておる節さえ十分に見受けられるのであります。この舞臺において日本經濟が埋没するといふことは、まさに名実ともに日本が國際經濟社會の一員として自己の基礎条件を持っており、しかも、なおその諸施策は國家独占資本の利益を保護策を持っておるのであります。さらには、今日おその傾向を強めようとしておる節さえ十分に見受けられるのであります。この舞臺において日本經濟が埋没するといふことは、まさに名実ともに日本が國際經濟社會の一員として自由主義陣営にその旗色を明らかにし、世界に向かつて事新しく、あらためてその立場を宣言しようとするものであると見ないわけにはまいらないのです。池田内閣がおり立てた高度成長政策は、石炭産業とその労働者を塗炭のどん底におとしいれたことをはじめ、池田内閣は構造上どんにもならない袋小路に追い詰められ、國際收支は、構造的、慢性的赤字体制に転落し、物価は騰貴し、産業間の格差は拡大し、中小企業の倒産を示すという結果になりました。このことはできない事実と相なっています。政府は、今日あることと、つまり開放經濟体制に入るということを予期して、中小企業基本法や農業基本法、あるいは金銀工業基本法や

OECD加盟とIMF八条國に移行するということが、新しい軍事的、經濟的プロック体制への加担であるといふことは、まさに名実ともに日本が國際經濟社會の一員として自由主義陣営にその旗色を明らかにし、世界に向かつて事新しく、あらためてその立場を宣言しようとするものであると見ないわけにはまいらないのです。池田内閣がおり立てた高度成長政策は、石炭産業とその労働者を塗炭のどん底におとしいれたことをはじめ、池田内閣は構造上どんにもならない袋小路に追い詰められ、國際收支は、構造的、慢性的赤字体制に転落し、物価は騰貴し、産業間の格差は拡大し、中小企業の倒産を示すという結果になりました。このことはできない事実と相なっています。政府は、今日あることと、つまり開放經濟体制に入るということを予期して、中小企業基本法や農業基本法、あるいは金銀工業基本法や

OECD加盟とIMF八条國に移行するということが、新しい軍事的、經濟的プロック体制への加担であるといふことは、まさに名実ともに日本が國際經濟社會の一員として自由主義陣営にその旗色を明らかにし、世界に向かつて事新しく、あらためてその立場を宣言しようとするものであると見ないわけにはまいられないのです。池田内閣がおり立てた高度成長政策は、石炭産業とその労働者を塗炭のどん底におとしいれたことをはじめ、池田内閣は構造上どんにもならない袋小路に追い詰められ、國際收支は、構造的、慢性的赤字体制に転落し、物価は騰貴し、産業間の格差は拡大し、中小企業の倒産を示すという結果になりました。このことはできない事実と相なっています。政府は、今日あることと、つまり開放經濟体制に入るということを予期して、中小企業基本法や農業基本法、あるいは金銀工業基本法や

OECD加盟とIMF八条國に移行するといふことは、まさに名実ともに日本が國際經濟社會の一員として自由主義陣営にその旗色を明らかにし、世界に向かつて事新しく、あらためてその立場を宣言しようとするものであると見ないわけにはまいられないのです。池田内閣がおり立てた高度成長政策は、石炭産業とその労働者を塗炭のどん底におとしいれたことをはじめ、池田内閣は構造上どんにもならない袋小路に追い詰められ、國際收支は、構造的、慢性的赤字体制に転落し、物価は騰貴し、産業間の格差は拡大し、中小企業の倒産を示すという結果になりました。このことはできない事実と相なっています。政府は、今日あることと、つまり開放經濟体制に入るということを予期して、中小企業基本法や農業基本法、あるいは金銀工業基本法や

## 官報(号外)

ます増大するといわなければなりません。私は、特にこうした将来の国際収支面における不安は、ひとり私ども日本社会党だけの心配ではなく、池田内閣が最も信頼しているはずの日本における第一線の経営者群の心配であることを指摘しておきたいのです。本社会党だけの心配ではなく、池田内閣が最も信頼しているはずの日本におちみに、第一線における経営者群五名の諸君が述べておる意見を、ここに御披露いたいのであります。

その開放経済体制への移行に伴う最悪の問題点とは、一、輸入フラットによる国内市場の混乱。二、長期外資による産業の支配。三、前に指摘したような二つの点からする物と資本の流入による国内産業秩序の乱れ。四、短期外資の激しい移動による国内金融市場の攪乱。五、先進国といらメンツに課せられる国際的負担の増大と加重であります。

この開放経済体制への最悪の問題点、それは、高々とかなでる池田内閣の高額成長政策と開放経済体制移行の曲の音であり、弱い体力におもねられた日本経済の苦しみの声であり、まさに天の声であると言わなければならぬと思うのであります。

さればこそ、私ども日本社会党は、本法案の審議にあたりまして、この問題点を解明することにこそ全力を尽くして、政府の所見をただしたのであります。何ら確固たる回答を得るに至らず、わけても、国際収支の不安定性

の拡大に伴うその打開策に至つては、全く見るべきものを得ず、わが国の将来を憂えるわれわれをして、失望を極に達せしめたと言わなければならぬのであります。

ちなみに、私は、この際、国際収支の最大のガムになつてゐる貿易外取扱赤字打開策、なかんすく海運収支の赤字対策について、政府から明らかにされたその態度の一例を指摘をしたい

のであります。

海運収支のみにおいて、かりに運輸省の試案によつて、昭和四十二年までに收支相償うよる船舶建造は、これから四百七十三万総トンを昭和四十二年までになさねばならぬので、そのための財政資金は、二千二百四十億円要るというのであります。ところが、一年までになさねばならぬので、そのための財政資金は、二千二百四十億円要るというのであります。

その第三は、開放経済体制への移行と、その結果に伴う影響は……。

○副議長(重政庸徳君) 野々山君、時間がまいましたので、結論をお急ぎください。

○野々山一三君(続) 未熟な日本経済を一そろ押しつぶすのであります。その結果は金融政策に見ることができます。

○副議長(重政庸徳君) 野々山君、時間がまいましたので、結論をお急ぎください。

私は結論として申し上げたいのであります。かかる事態にあるとき、政府はまさに、いま日本経済がなさねばならないことは、形の上で開放経済体制への移行ではなく、日本経済と日本の将来を案するためにこそ、日本の経済の体質を強め、国際競争力にたえ得る基盤をつくるこそ、今日求められなければならない絶対的課題であると指摘をいたしたいであります。決意を新たに、いま直ちに開放経済体制への移行の方策をすぐ中止すべきである危殆の時期に直面していることを、最後に指摘いたしまして、日本社会党を代表して、本案の内容をつぶさに検討するに、得るところなしの論断に立ち、反対の意見を表明する次第であります。

○副議長(重政庸徳君) これにて討論の通告者の発言は終りました。

○副議長(重政庸徳君) これにて討論は終局したものと認めます。

これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めて

【賛成者起立】

○副議長(重政庸徳君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

次会の議事日程は、決定次第、公報をもつて御通知いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後零時五十七分散会

私は結論として申し上げたいのであります。かかる事態にあるとき、政府はまさに、いま日本経済がなさねばならないことは、形の上で開放経済体制への移行ではなく、日本経済と日本の将来を案するためにこそ、日本の経済の体質を強め、国際競争力にたえ得る基盤をつくるこそ、今日求められなければならない絶対的課題であると指摘をいたしたいであります。決意を新たに、いま直ちに開放経済体制への移行の方策をすぐ中止すべきである危殆の時期に直面していることを、最後に指摘いたしまして、日本社会党を代表して、本案の内容をつぶさに検討するに、得るところなしの論断に立ち、反対の意見を表明する次第であります。

○副議長(重政庸徳君) これにて討論の通告者の発言は終りました。

○副議長(重政庸徳君) これにて討論は終局したものと認めます。

これより採決をいたします。

出席者は左のとおり。

議員 議長 重宗 雄三君 副議長 重政 庸徳君 市川 房枝君

山高しげり君 堀木 埼君 植木 光教君

林 鬼木 勝利君 野知 浩之君

二木 謙吾君 渡谷 邦彦君

牛田 寛君 青田源太郎君

北條 勝八君 大竹平八郎君

鈴木 恭一君 森部 隆輔君

堀本 宜美君 中尾 辰義君

二宮 浅井 享君 小平 芳平君

森 最上 文造君 鈴木 一弘君

岩沢 忠恭君 上原 正吉君

野本 品吉君 松平 勇雄君

佐藤 尚武君 和泉 謙三君

野田 俊作君 覚君

木暮武太夫君	木暮 正孝君	井上 清一君	國村文四郎君
笠森 順造君	北口 龍德君	加藤 武徳君	占部 秀男君
源田 實君	源田 一精君	梶原 茂嘉君	向井 長年君
川野 三曉君	川野 埼田 重貞君	吉武 恵市君	久保 等君
坪山 德弘君	坪山 丸茂	草葉 隆圓君	井上 金光君
植垣弥一郎君	植垣弥一郎君	小柳 牧衡君	加藤 光治君
谷村 貞治君	谷村 善一君	村松 久義君	田中 啓一君
仲原 善一君	仲原 雅妻君	安井 謙君	岡 三郎君
豊田 万平君	豊田 万平君	石原幹市郎君	小酒井義男君
青柳 天坊	青柳 鮎夫君	堀 未治君	天田 勝正君
鍋島 中野	鍋島 春藏君	山本 利壽君	成瀬 婦治君
館 田中	館 哲二君	佐藤 芳男君	中村 正雄君
西郷吉之助君	西郷吉之助君	八木 一郎君	亀田 得治君
藤野 繁雄君	藤野 繁雄君	山本 文門君	井上 清一君
木内 四郎君	木内 四郎君	天坊 裕彦君	井上 占部
大野秀次郎君	大野秀次郎君	堀 久常君	梶原 茂嘉君
植竹 春彦君	植竹 春彦君	追水 久常君	吉武 恵市君
西川甚五郎君	西川甚五郎君	紅露 みつ君	草葉 隆圓君
井川 伊平君	井川 伊平君	佐藤 英行君	高橋進太郎君
松野 幸一君	松野 幸一君	平島 敏夫君	高橋進太郎君
渢水 三郎君	渢水 三郎君	柳岡 秋夫君	高橋進太郎君
龜井 光君	龜井 光君	瀬谷 英行君	高橋進太郎君
金丸 富夫君	金丸 富夫君	寺尾 豊君	柳岡 秋夫君
木島 道雄君	木島 道雄君	前田 久吉君	瀬谷 英行君
西田 稔夫君	西田 稔夫君	後藤 義隆君	櫻井 志郎君
柴田 信一君	柴田 信一君	山本伊三郎君	林 虎雄君
桂君 荣君	桂君 荣君	森 元治郎君	林 虎雄君
塙見 俊二君	塙見 俊二君	鈴木 壽君	後藤 義隆君
稻浦 鹿藏君	稻浦 鹿藏君	染谷 要君	前田 久吉君
小西 英雄君	小西 英雄君	鈴木 壽君	後藤 義隆君
北畠 教真君	北畠 教真君	大蔵 五郎君	山本伊三郎君
大谷藤之助君	大谷藤之助君	武内 正治君	森 元治郎君
高山 恒雄君	高山 恒雄君	佐野 廣君	鈴木 壽君
渡辺 勘吉君	渡辺 勘吉君	大河原 一次君	染谷 要君
横川 正市君	横川 正市君	白井 勇君	鈴木 壽君
		光村 基助君	大蔵 五郎君
		北村 嶋君	大河原 一次君
		林田 正治君	白井 勇君
		厚生大臣	光村 基助君
		外務大臣	北村 嶋君
		通商産業大臣	林田 正治君
		運輸大臣	厚生大臣
		郵政大臣	外務大臣
		勞働大臣	通商産業大臣
		國務大臣	運輸大臣
		國務大臣	郵政大臣
		國務大臣	勞働大臣
		政府委員	國務大臣
		内閣法制局長官	政府委員
		公正取引委員長	内閣法制局長官
		運輸政務次官	公正取引委員長
		田邊 國男君	運輸政務次官
		修三君	田邊 國男君
		林 修三君	田邊 國男君
			田邊 國男君

昭和三十九年三月十八日 参議院会議録第十一号

明治二十九年三月三十日第三種郵便物認可

定価 一部十五円  
(ただし郵便料は二十円  
とども)

発行所

東京都港区赤坂一丁目二番地  
大蔵省印刷局 電話 東京 一〇一〇  
代代課

官